

特集

マイナンバー導入が及ぼす効果と課題

社会保障と税の一体改革を支える、共通番号制度についての法案「マイナンバー法案」等が廃案となり、次期通常国会であらためて審議される予定となっています。医療や介護、年金などの社会保障分野と税分野の個人情報を一体的に管理するこの制度の導入が決定すれば、まず、日本に暮らす個人と企業に番号が割り振られ、その後にICチップ付きのカードが配られます。都市自治体においても社会保障、地方税、防災等に関する事務にも利用することができ、業務の効率化やコスト削減等が期待できます。

今回の特集では、マイナンバー法案に関して制度導入の目的、その概要、実施・運用のシステム、さらにスムーズな移行に向けての今後の課題などについて紹介します。

寄稿 1

マイナンバーがもたらす効果と社会的影響

東京大学大学院情報学環教授 須藤 修

寄稿 2

マイナンバー法案と地方公共団体の運用

内閣官房社会保障改革担当室参事官 篠原俊博

寄稿 3

マイナンバー制度と地方公共団体の役割

総務省 自治行政局 住民制度課長 宮地 毅

マイナンバーがもたらす効果と社会的影響

東京大学大学院情報学環教授

須藤 修すどう おさむ



はじめに

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」（いわゆる「マイナンバー法案」）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（いわゆる「マイナンバー整備法案」）は、先に閉会した臨時国会において審議未了で廃案となった。しかし、社会保障と税の一体改革を支えるマイナンバー制度については、今後も与野党で導入に向けた検討が継続されることになるだろう。もちろん、選挙結果いかんでマイナンバー制度の構想は異なったものになるわけだが、これまで準備されてきた枠組みが、今後検討される上で基本的な土台となることであろう。そこで、本論では、マイナンバー制度について、その効果と社会的影響について述べる。そして、今後どのような課題があるのか述べておこうと思う。

マイナンバー制度と経済的影響

政府は、社会保障制度と税制度を一体的に把握し、より正確な所得や社会保障支出などの情報に基づいて、公平かつ効率的な社会保障制度と税制度を構築しようと検討を行ってきた。そのための情報基盤を構築すべくマイナンバーを導入しようと法案を準備したのだった。マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人情報同一人の情報であることを確認し、給付と負担の公平性を確保し、同時にそのための各種行政事務を効率的に行うことができるようにしようとするものである。

峰崎直樹「政府番号制度創設推進本部」事務局長は、マイナンバー制度導入に関して、「少子高齢化が進み、格差や貧困が拡大する一方、国や自治体の財政は非常にひっ迫している。社会保障・税一体改革を通じて、負担の公平性・透明性を高め、必要な人により効果

的な給付が行えるようにする必要がある。つまり、所得がある人は相応に負担し、所得が少ない人には負担を減らして適正な給付を行い、税と社会保障を通じた所得再分配機能を強化する。そのためには、マイナンバーを導入して、所得を適切に把握する必要がある。その考え方に基づいて、制度設計では、「給付のための番号」として機能すること、国民がメリットを感じられる制度であることが重視された。また、情報通信技術の進展を活かして、行政の効率性を高めるという要請もあった。それらを受けて具体化されたのが『マイナンバー法案』だと語っている（注1）。ところで、マイナンバー制度の導入に関しては、「効果に比べてコストが高すぎるのではないか」という疑問が提起されているが、この点に関連して、「わたしたち生活者のための『共通番号』推進協議会」（代表・北川正恭、主査・須藤修）では、政府の検討している「マイナンバー」制度が導入された場合、年

間でどれくらいのコストが削減されるのかについて試算を行っている。併せて、マイナンバー法案では施行後5年を目的に検討するとされている幅広い行政分野や民間で、番号制度の活用が始まった場合の効果も試算している（表を参照）。なお、今回の試算に各機関で発生するシステム改修コスト等は含まれていない（注2）。

表では、試算結果は3通りなされている。まず、試算結果1では、マイナンバーの利用は、当初の予定では、税と社会保障など可能な範囲で利用を開始するとされている。マイナンバー法案で「活用できる」とされている

表 コスト削減効果試算
コスト削減効果は、年間1兆1,500億円

社会保障や税に係る事務の効率化など、行政分野の経済効果	年間約3,000億円
医療機関の事務の効率化など、準公的分野の経済効果	年間約6,000億円
企業内の事務の効率化など、民間分野の経済効果	年間約2,500億円

出所：わたしたち生活者のための共通番号推進協議会

すべての分野において、マイナンバーが活用された場合、年間約3000億円の行政コスト削減効果があると考えられる。なお、福祉分野での適用範囲が明確にされていないので、そのコスト削減効果は計上されていない。試算結果2では、医療機関、介護事業者などにおいて、私たちの生命を守るために活用された場合を想定している。この場合、年間約6000億円のコスト削減効果があると考えられる。例えば、匿名化された診療情報等の活用は、私たちの健康増進に測り知れない効果をもたらすし、健康保険財政等にも好影響を及ぼすと考える。なお、大規模災害のような非常時を除き、個人が、マイナンバー利用を許可するサービス、許可しないサービスを選択できるような仕組みにする必要があると考える。

試算結果3では、決済機関、生命保険、電力・ガスなどが、情報連携基盤を通じて最新の住所情報の提供を受けた場合を想定している。この場合、年間約2500億円のコスト削減が見込める。しかし、情報システムの仕様や活用の仕組みが決まっておらず、効果は未知数の部分が多い。例えば、匿名化された大規模データの分析からのイノベーションにより生まれる新市場などの経済効果は含まれていない。なお、原則的には、個人がサービス提供を受けたい場合は、その意思表示を厳格に確認する仕組みにする必要がある

だろう。

ともあれ、行政分野だけではなく、医療・福祉分野、金融決済、生命保険、電気・ガスなどの準公共的分野でマイナンバーを利用した場合、総額で年間1兆1500億円のコスト削減は見込める。このことは、情報連携の基盤を新たに構築し、既存情報システムの大規模改修をした場合、かなりの導入コストを必要とするが、中長期で見れば、それを大幅に上回るコスト削減効果が期待できるものと考えられる。

今後の課題

当初の予定では、マイナンバーの利用範囲は極めて限定されているが、地方公共団体の行政効率、向上サービスの質の改善を考えると、今後は、個人情報保護に十分に配慮した上で、適用範囲拡大について真剣に検討すべきである。どのような場面でいかなるメリットがあるのか、具体的に検討していくことが必要である。例えば結婚や出産、就職や退職、年金受給など、さまざまなライフイベントで現行ではどういう手続きが必要であり、それがマイナンバーによって利便性がどのように高まるのか。あるいは、高齢化が進む中で、ますます医療と介護の連携が求められるが、マイナンバーを活用すれば、地方公共団体の事務負担は相当軽減できるものと考えられる。個人にとっても、地方公共団体にとって

マイナンバー法案と 地方公共団体の運用

マイナンバー制度導入の目的

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。11月16日に衆議院が解散されたことに伴い廃案となった行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（以下「マイナンバー法案」という。）では、社会保障・税・防災の各分野でマイナンバー制度を導入することとしている。

マイナンバー制度は、「より公平・公正な社会」「社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会」「行政に過誤や無駄のない社会」「国民にとって利便性の高い社会」「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」を実現することを目標に掲げているが、その導入の効果としては、以下の6点が挙げられる。

- ①より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる。
- ②真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる。
- ③大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる。
- ④社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる。
- ⑤ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する。
- ⑥行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる。

マイナンバー制度の仕組み

マイナンバー制度は、①付番、②情報連携、③本人確認の3要素から構成されている。

第一に、「付番」とは、個人に①悉皆性（住民票を有する全員に付番）、②唯一無二性（1人1番号で重複の無いように付番）、③「民―民―官」の関係で流通させて利用可能な視認性（見える番号）を有し、④最新の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）と関連付けられている新たな個人番号（以下「マイナンバー」という。）を付番する仕組みのことをいう。また、法人等については、上記①から③までの特徴を有する「法人番号」を付番する仕組みのことをいう。

第二に、「情報連携」とは、複数の機関間において、それぞれの機関ごとにマイナンバーやそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組みのことをいう。情報連携に当たっては、連携される個人情報の種類やその利用事務をマイナンバー法案で明確化し、情報提供ネットワークシステムを利用することを義務付けている。ただし、この義務付けは、情報提供ネットワークシステムの利用者となる行政機関等であっても、当該行政機関等が源泉徴収義務者として所轄の税務署に源泉徴収票を提出する場合などは除かれる。

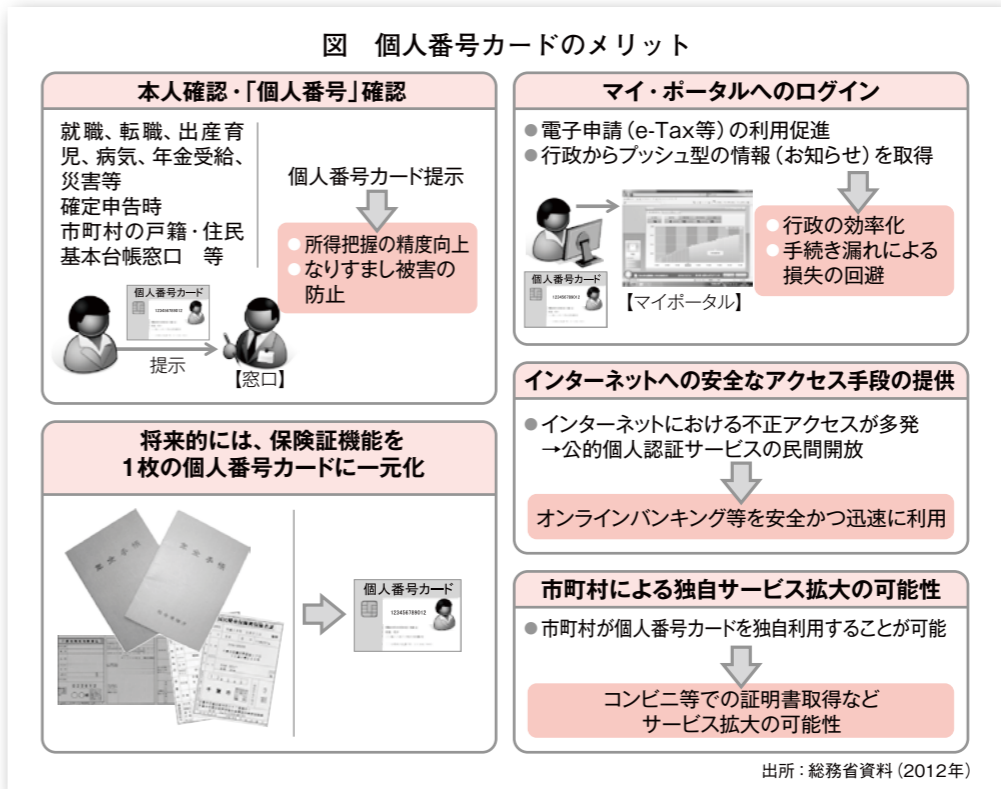
第三に、「本人確認」とは、個人が、自分が自分であることを証明するための仕組みであるとともに、個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組みのことをいう。具体的には、現行の住民基本台帳カードを改良し、ICカードの券面とICチップにマイナン

しのはらとしひろ
篠原俊博



も、民間企業にとっても、メリットを感じられる活用の仕方をもっと幅広く考えていくべきではなかろうか。たとえば、マイナンバー制度に伴い、個人番号カードの導入が考えられているが、個人番号カードも地方公共団体

の工夫と条例によってさまざまなサービス機能を持たせることが可能である（図を参照）。政府は、マイナンバー制度導入によって、国・地方の枠を超え、一体的にワンストップサービスを進めようと考えている。その際、



これまでの「申請主義」を脱却し、利用者の視点で簡素で便利な行政サービスを提供しなければならぬ。そのためには地方公共団体も複数機関の情報連携を前提とした業務改革が求められる。まず地方公共団体に求められるのは、業務の標準化や業務プロセスの効率化・透明性の拡大を実現していくことである。

今後どのようなプロセスで業務改革を進め、どのように経営資源をマネジメントしていくのか、原課任せではなく、情報政策部門が責任と権限をもって組織横断で取り組まなければならない。その場合、情報政策部門には複数あるいは大規模な

プロジェクトの統括管理を行い、個々のプロジェクトを円滑かつ確実に前進させる役割が求められる。一方、情報政策部門以外の職員も高度にITを活用できるスキルが必要で、今後はそうした職員研修にも力を入れるべきであろう。さらに、業務と情報システムの全体最適化を進めるには、トップの理解と指導力が不可欠になるだろう。

- 【注】
- ① 峰崎直樹・森信茂樹・須藤修・新保史生「座談会・もっと知りたい！マイナンバー制度」連合「第294号（日本労働組合総連合会、2012年10月号）13ページ
 - ② わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会（代表：北川正彦）「共通番号」導入の経済効果試算結果（わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会事務局、2012年）参照
- 【参考文献】
- 榎並俊博「共通番号（国民ID）のすべて」（東洋経済新報社、2010年）
 - 市民が主役の地域情報化推進協議会番号制度研究会編「マイナンバーがやってくる」日経BP社、2012年
 - 政府「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」編「社会保障・税番号大綱」（政府内閣官房、2011年）
 - 総務省「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（座長：須藤修 編「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」総務省、2012年）
 - 峰崎直樹・森信茂樹・須藤修・新保史生「座談会・もっと知りたい！マイナンバー制度」連合「第294号（日本労働組合総連合会、2012年10月号）」
 - わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会（代表：北川正彦）「共通番号」導入の経済効果試算結果（わたしたち生活者のための「共通番号」推進協議会事務局、2012年）

バーと基本4情報及び顔写真を記載・記録した個人番号カードを交付することによって本人確認を行うものである。これは、正確な番号や情報連携、また、成りすまし犯罪等を防止する観点から不可欠な仕組みである。

マイナンバー法案の概要

上述のとおり、マイナンバー法案は11月16日の衆議院解散に伴い廃案となったのであるが、次期通常国会にあらためて番号制度関連法案を提出することとしている。(ここでは、次期通常国会に提出される番号制度関連法案でも基本となるであろうマイナンバー法案の内容について述べる。)

(1) マイナンバー

市町村長は、法定受託事務として、住民票コードを変換して得られるマイナンバーを指定し、書面により本人に通知する(マイナンバー法案4条1項)。マイナンバーの変更は、盗用、漏えい等の被害を受けた場合等に限り可能とされている(同条2項)。なお、対象者としては、中长期在留者、特別永住者等の外国人住民も含まれる。

国民がマイナンバーを安心して利用できるよう、マイナンバーの利用範囲は法律に規定される。具体的には、①国・地方の機関での社会保障分野、国税・地方税の賦課徴収及び防災等に係る事務での利用(マイナンバー法案6条1項・2項、別表1)、②当該事務に係る申請・届出等を行う者(代理人・受託者を含む)。

団体の特定個人情報の内部利用と位置付けられ、条例の規定がなくとも可能となるが、同一地方公共団体内の異なる執行機関においてマイナンバーを照会し、提供すること(例：B市教育委員会が地方税関係情報を照会し、B市税務課が当該情報を提供)は、マイナンバー法案上外部提供と位置付けられ、条例に規定することにより可能となる(マイナンバー法案17条9号)。なお、いずれの場合も、同一地方公共団体内の情報の照会・提供であれば、情報提供ネットワークシステムを介することとはならない。

情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供の求めがあった場合には、当該求めを受けた者は、当該特定個人情報を提供する義務があり、そこに情報提供者側の裁量があることとはならない(マイナンバー法案20条1項)。一方、かかる情報提供義務が法律上あることをもって、マイナンバー法案別表第二に記載された特定個人情報の提供については、地方税関係情報を含め守秘義務が解除されると解釈される。

いずれにせよ、これらの特定個人情報の利用・照会・提供においては、マイナンバー法案及び各地方公共団体の個人情報保護条例等にしたがって、適切な個人情報の保護を行う必要がある。特に、マイナンバー法案26条において、地方公共団体は特定個人情報の適正な取扱い及びその開示・訂正・利用の停止・消去・

が事務処理上必要な範囲での利用(同条3項)、③災害時の金融機関での利用(同条4項)に限定される。

したがって、マイナンバー法案に規定する場合を除き、他人にマイナンバーの提供を求めるとは禁止される(マイナンバー法案13条)。本人からマイナンバーの提供を受ける場合は、個人番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要がある(マイナンバー法案12条)。

(2) 個人情報保護

マイナンバー法案の規定によるものを除き、特定個人情報(マイナンバー付きの個人情報という。以下同じ。)の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成は禁止される(マイナンバー法案16条、18条)。

特定個人情報の外部提供も原則禁止される(マイナンバー法案17条柱書)が、行政機関等は情報提供ネットワークシステムでの情報提供(同条7号)などマイナンバー法案に規定するものに限り可能とした(同条各号)。

なお、システム設計に当たっては、情報提供ネットワークシステムでの情報提供を行う際の連携キーとしてマイナンバーを用いないこととし、個人情報の一元管理ができない仕組みを構築することとしている。

さらに、国民が自宅のパソコンから情報提供等の記録を確認できる仕組み(マイ・ポータル)を提供するほか、特定個人情報保護評価の実施(マイナンバー法案15条)、罰則の強化(マイナンバー法案8章)など、十分な個人情報保

提供の停止のために必要な措置を講ずる義務すなわちこれらの措置を講ずるために当該地方公共団体の個人情報保護条例等を改正する等の対応をとるべき義務が課されている。

地方公共団体においてはこれまでも当該地方公共団体に設置されてきた宛名管理システム等の活用により行政の効率化等を図ってきたところであるが、マイナンバー制度を活用することにより、従来の宛名管理システムでは対応が困難であった転出入のある住民、いわゆる住登外者、近隣市町村から通院する患者、広域連合・一部事務組合における統一処理も含めて、セキュリティに配慮されたトータルな個人情報管理が実現することとなる。

このことにより、マイナンバーを活用したより正確で確実な情報管理、他の機関等との情報連携によるサービスの向上、また、個人番号カードを活用したより確実な本人確認、さらにマイ・ポータルを活用したプッシュ型のお知らせ等が可能となるところである。地方公共団体においては、この好機をとらえ、窓口の総合化や、従来の書類審査からより現場に密着した行政を志向し、地域における総合的な行政主体としての政策の質の向上を図ることができると考える。

今後のスケジュール

マイナンバー法案、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律を講ずることとした。

(3) 法人番号の付番、個人番号カードの交付
国税庁長官は法人等に対して法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする(マイナンバー法案52条1項)。法人番号は原則公表とし(同条4項)、民間での自由な利用を可能とする。

市町村長は、顔写真付きの個人番号カードを交付するものとする(マイナンバー法案56条1項)。

地方公共団体におけるマイナンバーの活用

地方公共団体は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものにマイナンバーを利用することができる(マイナンバー法案6条2項)。これは、地方公共団体の条例によるマイナンバーの独自利用及び情報連携を認めることで、一層の住民の利便性向上、住民負担の軽減、行政運営の効率化、コスト削減を図ることを意図した規定であり、積極的な活用が望まれる。

また、地方公共団体が条例によりマイナンバーを活用する事務においては他の機関と情報連携を行いたい場合には、個人番号情報保護委員会規則においてその方法を規定することを予定している(マイナンバー法案17条13号)。

なお、同一地方公共団体内の同一執行機関内においてマイナンバーを照会し、提供すること(例：A町福祉課が地方税関係情報を照会し、A町税務課が当該情報を提供)は、地方公共団体の法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び地方公共団体情報システム機構法案については、本年9月6日に衆議院内閣委員会に付託され、翌7日に継続審議とされた後、上述のとおり、11月16日の衆議院の解散に伴い廃案となった。これにより、従来予定されていた平成25年上半年期の個人番号情報保護委員会の設置、平成26年10月頃のマイナンバーの通知、平成27年1月のマイナンバーの利用の開始及び個人番号カードの交付開始については、いずれも1年程度先送りせざるを得ないところである。

また、平成28年1月より、国の機関間で情報提供ネットワークシステムの運用を開始し、同年7月を目途に地方公共団体との間でも情報提供ネットワークシステムの運用を開始することとし、さらに、マイ・ポータルの運用開始についても、情報提供ネットワークシステムの運用開始と併せて実施する予定であったが、こちらもそれぞれ1年程度先送りされることとなる。

実施時期が後ろ倒しになったとはいえ、地方公共団体におけるシステム構築及び改修に関する基礎的な調査や、番号制度導入に向けた庁内の体制整備・業務の検討等については直ちに着手した方が望ましい。今後、次期通常国会での番号制度関連法案の成立を期することとしているが、地方公共団体におかれても番号制度導入に向けた準備作業を着実に進めていくようお願いしたい。

マイナンバー制度と地方公共団体の役割

総務省 自治行政局 住民制度課長 宮地 毅

マイナンバー制度の導入

(1) 関連3法案の動向

マイナンバー関連3法案（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案）（マイナンバー法案）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」は、本年2月14日に閣議決定の上、第180回通常国会に提出された。第181回臨時国会において継続審議とされていたところであるが、11月16日の衆議院の解散により廃案となり、マイナンバー制度の帰趨は、総選挙後の動向に委ねられることとなった。

なお、このため、以下の記述は、提出していた法案の内容を前提としたものであり、今後の状況に応じ、変更がありうることに留意いただきたい。

成し、市町村長に通知することとしている。住民基本台帳法の一部改正により、マイナンバーを住民票記載事項とするとともに、本人確認情報として位置付け、住基法に基づき、住基ネットを通じて通知・提供することとしている。

この付番に大きな役割を果たすのが、都道府県・市区町村の連携のもと、平成14年8月の第一次稼働以来、10年超にわたり安定稼働を続けてきた住基ネットであり、我が国において、唯一、全国民に重複なく付番されている住民票コードである。さらに、来年の7月には外国人住民を対象とすることで、住基ネットの包括性がより高まることとなる。

(2) 情報連携

マイナンバー制度は、住基ネットに係る最高裁合憲判決（最判平成20年3月6日）の趣旨も踏まえ設計されている。情報連携のための情報提供ネットワークシステムの構築に当たっても、個人情報の一元管理とならないよう、また、セキュリティや個人情報保護の観点から、マイナンバー自体ではなく、住民票コードから振り出す「符号」による情報連携を想定している。

マイナンバー法案においては、特定個人情報（マイナンバー）をその内容を含む個人情報（提供は原則禁止されているが、情報照会者が特定個人情報の提供を求めた場合は、情報提供者は情報提供ネットワークシステムを使

(2) 制度導入の目的

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤である。国民に一定の負担を求める社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、その給付や負担の基準となる所得等の情報を的確に把握した制度運営を実現するとともに、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤を、高度化した情報通信技術を活用して構築するものである。社会保障・税・防災の分野においてマイナンバーを導入することにより、よりきめ細やかな社会保障給付の実現、所得把握の精度の向上、災害時の活用等の効果が期待される。

(3) 総務省の役割

総務省は、住民基本台帳ネットワークシステムや住民基本台帳カード、公的個人認証を所管する立場から、マイナンバー法案に規定する付番等の仕組みや個人番号カードを、ま

用した提供が可能となっている。地方公共団体は、情報提供ネットワークシステムのインテグレーションシステムを通じて情報連携を行うこととなるため、各団体の既存システムとインターフェースシステムを接続する必要があるが、その際には、情報の受渡しの仲介役として、中間サーバを設置する方向で考えている。中間サーバについては、国においてソフトウェアの一括開発を検討している。

(3) 本人確認

マイナンバー制度が有効に機能するためには、本人確認の仕組みが不可欠であり、住民基本台帳カードから移行する個人番号カード及びカードへの標準搭載を予定する公的個人認証サービスの電子証明書が重要な役割を担う。マイナンバー法案においては、本人確認及び個人番号確認のため、市町村長が個人番号カードを交付することとされている。個人番号カードには、署名用電子証明書に加え、公的個人認証法の一部改正によりマイ・ポータル等へのログインのため創設する利用者証明用電子証明書を格納し、署名検証者を民間事業者に拡大するなど、カードの利用拡大を図ることとしている。

個人番号カードの交付事務は法定受託事務となる。カードの券面には、マイナンバーや顔写真を記載することとされ、また、様式は全国一律とすることを予定しており、現行の住民基本台帳カードとは異なるものとなって

た、国・地方の電子行政・情報通信を担う立場から、情報提供ネットワークシステムの運営等を担うこととされており、内閣官房と連携し制度導入に向け取組を進めている。また、重複付番を防止し、付番事務の安定的かつ確実な実施のため、マイナンバー生成等の主体として、地方のガバナンスの強化された地方共同法人である地方公共団体情報システム機構が設立される。

地方公共団体の役割

マイナンバー制度は、付番、情報連携、本人確認の3つの仕組みから成り立っている。

(1) 付番

市町村長は、住民のマイナンバーを指定し、住民に対し書面で通知することとしている。その際、市町村長は、予めマイナンバーの重複がないよう、機構に対しマイナンバーの生成を求めるものとし、機構は、住民票コードを交換して得られるマイナンバーを生

いる。また、市町村の窓口には交付時に1回のみ来庁していただく方式の採用、事務負担やコスト削減のため全市町村によるカード発行等の機構への委託等を検討しており、地方公共団体の実務担当者のご意見をお聞きしながら、有効期間の設定、任意代理人への交付の取扱い等も含め、制度の詳細を決定してまいりたい。

地方公共団体におけるマイナンバー制度の活用

法案が廃案となったため、平成26年10月からマイナンバーの付番・通知、平成27年1月からマイナンバーの利用や個人番号カードの交付、平成28年1月から国の情報連携、同7月には地方も含めた情報連携の開始という当初のスケジュールは見直さざるを得ない状況となっている。今後、法案が改めて提出され成立した場合には、地方公共団体において、見直されたスケジュールに沿って、制度施行に間に合うようシステム改修等を実施していただくことが当面の課題となる。

(1) ガイドライン（中間とりまとめ）

昨春秋に総務省に設置した「地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会」（座長・須藤修東京大学大学院情報学環長・学際情報学府長）において、本年9月に「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン（中間とりまとめ）」が取りまとめられた。本ガ

マイナンバー制度の円滑導入のための 地方自治体支援等に関する提言

マイナンバー制度の導入を円滑に進めるため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. マイナンバー法案等の早期成立

国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、マイナンバー法案等について、速やかに審議を行い早期に成立させること。

2. 新しい公共インフラとしてのマイナンバー制度の活用実現

マイナンバー制度は、その有効活用により新たな時代の行政創造を可能にするものであり、将来的により広汎な活用が期待されるものである。そのことを十分に踏まえて、政府が考える「小さく生んで大きく育てる」との視点に立てば、将来可能になるであろう国民への新たな行政サービス創造のビジョンと工程表を示すこと。

そのためにも、番号制度における世界の先進事例・最先端の取組みなどを広く国民に紹介するとともに、国民の利便性を向上する新たな行政創造への改革を強く推進すること。

3. 制度導入及び運用に係る国の費用負担の明確化等

より公平な社会保障制度の基盤確立のためのマイナンバー制度導入に当たっては、システムやネットワークの改修等について、地方に新たな費用負担が生じないよう、全額を国において確保するとともに、早期にその仕様を公表すること。

また、制度の導入・運用に関する各種ガイドラインの策定及び策定のための事前検証作業等、地方自治体における円滑な制度導入および運用を支援する費用については、国において負担すること。

なお、自治体側で負担する費用が発生する場合は、その内容や理由等を明確にしたうえで、事前に自治体側の了承を得ること。

4. 番号および番号カードの通知・交付に関するガイドライン策定

番号カード交付については、その事務手続に細心の注意が必要とされるため、番号の通知方法、番号カード交付の事務手続や作業内容等、国との役割分担等を含めガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

5. 第一段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

制度導入に伴って影響を受ける事務については、法案成立後速やかに自治体現場における事前検証作業を行うこと。その作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、対策を明らかにして政省令へ反映させるとともに、導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

6. 第二段階における制度の導入・運用に関するガイドライン策定

第二段階としての情報提供ネットワークシステムの運用に際して、地方自治体がなすべき準備作業および運用開始後の影響を受ける事務について、自治体現場における事前検証作業を行うこと。そしてその作業で確認された不十分あるいは不明な部分については、その対策を明らかにし、政省令の内容へ反映させ

るとともに、第二段階における導入・運用に関するガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

7. 住民向けの説明資料等の共有と緊急時の対応ガイドラインの策定

制度の導入・運用を円滑なものとするためには、地域住民の理解と協力が欠かせない。特に、番号の不正利用や詐欺、個人番号カードの紛失等の対応については、緊急ヘルプデスクの統合や関係機関への通知など、地方自治体だけでなく国の機関や民間企業等との連携が必要であるため、統一的なガイドラインを策定して地方自治体に示すこと。

8. マイナンバー法に対応した条例改正ガイドラインの策定

マイナンバー法と地方自治体における条例との整合性を図るため、地方自治体の個人情報保護条例の改正等、地方自治体において条例改正作業が必要となる。この導入は法定受託事務として行われるのであるから、国は条例改正ガイドラインを策定し地方自治体に示すこと。

なお、上記4から8に示す各種ガイドラインについては、制度の導入・運用後においても、自治体からの意見等を踏まえて国が定期的に内容を更新し、実務に即した最新版を提供すること。

9. 制度に関する適切な啓発・教育の充実推進

制度に伴う行政サービスの享受は、住民（国民）の誕生の時から始まり、住民の成長とともに活用されていくことになるため、様々な教育課程等をはじめとした啓発・教育の機会をとらえた適切な教育が重要である。

政府においては、制度を主管する政府部署を軸としつつ、文部科学省など教育関連分野とも連携して的確で十分な対応を推進し、信頼性のある制度として進展、確立できるように対処すること。

10. 地方自治体との協議と国民への周知

制度の構築に当たっては、この制度が地方自治体の実施している事務に極めて重大な影響を及ぼすことから、国と地方自治体が情報を共有し、地方自治体の意見が反映されるよう十分な調整・協議を行うこと。

また、導入した場合、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、地方自治体への早期かつ十分な情報提供を行うこと。

11. マイナンバー制度と医療分野の情報連携

保険者業務において医療費の過誤調整が大きな負担となっていることに加え、高額療養費の現物支給化に当たり、きめ細やかな限度額判定への対応が求められていることから、マイナンバー制度と医療分野の情報連携を行い、医療機関における高額療養費の判定情報等もフィードバックされる仕組みを確立すること。

特集 | マイナンバー導入が及ぼす効果と課題

イドラインでは、地方公共団体のマイナンバー制度の活用方策とシステム構築の方向性について現段階で可能な範囲で示されている。

(2) マイナンバーの活用方策

マイナンバーの利用により、再転入者等の継続的な状況把握や効率的な名寄せの実施等、正確で確実な情報管理が可能になる。また、他団体等との情報連携により、添付書類の削減や手続きのワンストップ化等のサービスの向上、個人番号カードを活用した確実な本人確認に加え、プッシュ型のお知らせのような新たなサービスも提供できるようになる。さらに、条例制定によりマイナンバーの独自業務への活用も可能であり、各団体の創意工夫でマイナンバーの活用可能性を広げることができる。

(3) システム改修

制度導入に向け、地方公共団体においては、既存住基や税務システム等の改修がまず必要となる。その後、情報提供ネットワークシステムを通じて行う他の機関等との情報連携のため、上述の中間サーバを設置することが想定される。中間サーバを効率的かつ確実に導入していくため、各地方公共団体の実情に応じて行うことを基本としつつ、全団体で共通の部分は共同で行うことが効率的であると考えている。

(4) 個人情報保護対策

マイナンバー制度の施行に伴い、個人情報

保護への対応が求められる。上述の研究会に

おいては、今後、地方公共団体における個人情報保護対策について議論を深め、ガイドラインの最終報告に盛り込むことを考えており、また、内閣官房に設置された情報保護評価サブワーキンググループにおいては、地方公共団体向けの特定期間個人情報保護評価指針案を今後取りまとめる予定である。マイナンバーの利用に際し個人情報の保護に万全を期することは言うまでもないが、一方で、これがゆえにマイナンバーの活用をいたずらに躊躇することにもならないよう、個人情報の保護とマイナンバーの活用とのバランスのとれた対応が望ましい。

(5) 推進体制の構築

マイナンバー制度の導入と活用については、地方公共団体の多くの部署にまたがる全庁的な取組が必要となる。限られた期間内で制度導入に向けた諸準備を進め、また、マイナンバーの効果的な活用を推進するためには、司令塔の役割をもつ本部の設置や庁内横断的なプロジェクトチームの発足など組織内の推進体制の構築が有効と言える。

国・地方を通じた 新たな社会基盤の構築に向けて

(1) 行政の変革の契機

マイナンバー制度の導入は、地方公共団体の仕事の進め方やマネジメント、住民サービ

スのあり方を根本から見直す契機となる。多

大なコストや労力をかけて毎年繰り返している紙ベースの書類作業が電子化され、行政事務の効率化や業務プロセスの改善に結びつくとともに、住民の行政手続等に要する時間的拘束や経済的負担を小さくできる。また、マイナンバーを活用して住民の視点で業務に横串を通し庁内連携を強化することは、職員の効果的な配置や窓口の総合化等につながるものであり、住民一人一人に向けたサービスの質の向上がもたらされる。このように、マイナンバー制度により、限りある人的資源や財源を本来振り向けられるべき住民サービスに重点的に投入できる環境をつくり上げ、住民に身近で総合的な行政主体である地方公共団体において、より質の高い住民サービスの提供と行政事務の効率化の両立が実現できる。

(2) 国と地方の連携

全国の地方公共団体の尽力により築き上げてきた住基ネットをベースに構築されるマイナンバー制度は、行政分野のみならず、経済的、社会的な観点からも今後の我が国の発展の基盤となるものである。今後の関連法案の成立が大前提となるが、制度の円滑な導入とその効果的な活用に向けては、国と地方公共団体との密接な連携・協力が不可欠であり、地方公共団体の皆様方とともにシステム構築や個人情報保護などの課題も克服しながら、制度実現に取り組んでまいりたい。